

# 相談の現場から見た 技能実習生問題の実態と課題

愛労連議長 くれまつ さいち  
樽松 佐一

## 1 SNS 相談室から

2年前に宮城県気仙沼市の土木現場から逃げたベトナム人実習生の事件が解決した頃から「外国人実習生支援」フェイスブック（FB）ページに外国人からの相談が増えてきました。そのうち実習生からのものは2年半で86件、今年は半年ですでに26件を数えました。国別にはベトナム人が77件で大半です。その他にはフィリピン、中国に加え、昨年からはミャンマー、カンボジア、モンゴル人実習生からの相談もきています。

受入企業の所在地は実習生の多い愛知県、岐阜県が中心ですが、その他にも21都道府県から35件と全国から相談がきています。

## 2 セクハラ、パスポート取り上げ、強制帰国に負けないで

今年に入って「パスポートを取り上げられた」り「強制帰国させられる」という相談が多くなっています。パスポート取り上げと強制帰国は以前の実習制度でも禁じられていましたし、新法では厳しい罰則ができました。そのため、入管もすぐに対応してくれました。また、「社長の部屋でおしりを触る」などセクハラでの訴えの会社が3社

ありました。これらに共通するのは人権感覚がない経営者だということです。セクハラだけだと証拠が難しいのですが、彼女たちは堂々と訴え、パスポートを取り戻し帰国も撤回させました。経営者から「あなたが訴えたのでみんなが迷惑をしている」と罵声を浴びせられたり、「タイムカードを盗んだ」「訴えを取り下げろ」と言われた実習生もいますが、みんな頑張ってくれています（図表1）。

## 3 労基署・入管への申告

愛労連では相談があるとFBのメッセージグループをつくり、そこで聞き取り、証拠集めをします。グループには当事者と通訳を入れます。通訳はFBページで募集し、現在は10人ほどが協力してくれています。メールと違い画像・動画の添付も簡単で、通訳を交えた話し合いも容易です。時間はかかりますが、手の空いたときにやれるし、記録も残るので後で整理するのに便利です。

労基法では母国語での申告が可能です。実習生に申告書を書いてもらいそれに翻訳を付けます。給与明細やタイムカードのコピー、残業時間メモなどを証拠として添付しています。これをプリントして、動画の場合にはDVDにコピーして郵送

図表1 パスポート取り上げ (SNSで相談)



します。労基署ではこれを申告または情報提供で受理し調査してくれています。愛労連は「連絡先」として必要な問い合わせに応えるようにしています。

86件中、労基署への申告が34件、入管への情報提供が41件でした。入管に伝えておくことで監理団体や、帰国後に送り出し機関から不利益扱いをされないようにしています。基本的に「当局まかせ」で団体交渉は行いません。

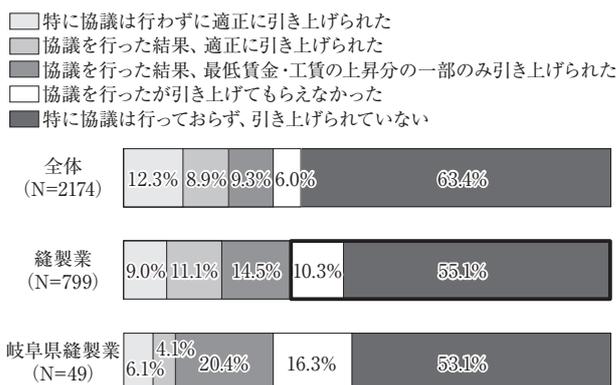
またこの間は失踪してきた実習生もいますが、逃げる前にタイムカードなど不正の証拠を持っていましたので、いったん切れたビザの取り直しも入管がきちんと対応してくれました。

## 4 縫製業界の問題

外国人研修制度（当時）は中国からの繊維製品輸入対策として1990年代初期に団体監理型として小規模事業者でも使えるようになりました。当時から岐阜アパレルが中心で数年前まで受け入れ団体協議会の全国代表も岐阜県の元議員がやっていました。2000年代に入って自動車や他の職種に拡大していくなかで残業代300円、400円が社会問題となり、2010年に研修制度の見直しが行われました。

ところが2016年の6月に岐阜アパレルの実習生が1時間500円の契約書を持ってきた時には「まだこんな事をやってるんだ」と驚きました。岐阜県では依然として続いていたのです。

図表2 最低賃金等の引き上げに伴う取引対価の引き上げ状況



資料：経産省「繊維産業における下請取引実態調査報告書」（平成29年5月）

実習生からの相談をうけるなかで経営者からも話を聞くことができました。ある経営者は実習生に「最低賃金が上がると月給は毎年4000円上げている。でも私たちは全然お金が入らないの。だから残業代は500円しか出せないの。わかる？」と話していました。ある経営者は「10年間工賃が上がっていない」と言いました。そこで岐阜労働局の資料をもとに、仁比聡平参院議員に質問してもらいました。2016年秋の臨時国会で世耕経産大臣が「岐阜県における実態を調査してまいります」と約束し、2017年3月に全国の縫製業で調査が行われました（図表2）。

調査では最低賃金など原価の上昇分に見合う工賃の引き上げが行われたのは僅か1割しかありませんでした。問題は産業構造にあります。

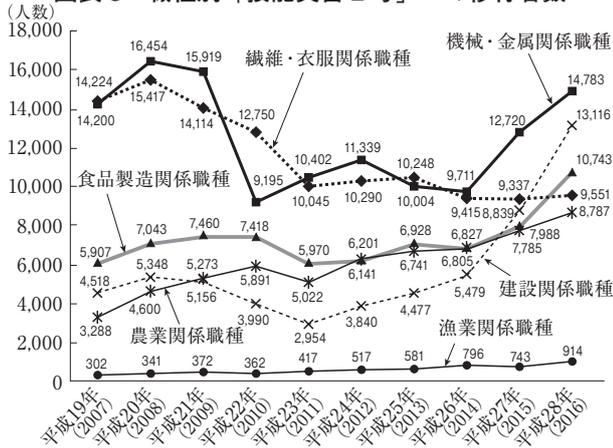
経産省は繊維産業技能実習事業協議会を設置し、同協議会は今年6月19日に「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定しました。しかし、工賃が上がらない限り不正の相談は続くと思います。

## 5 実習生の増加と失踪・難民申請の激増

人手不足を背景にこの数年各業種で実習生が増えています。機械・金属をはじめ、建設、食品、農業が大きく増えています（図表3）。

いっぽう昨年の失踪者が7089人となりました。この5年間はほぼ毎年1000人ずつ増えています。この多くが不法就労や難民申請になっていると思

図表3 職種別「技能実習2号」への移行者数



※平成21年以前は「特定活動(技能実習)」への移行者数  
 ※その他の職種については省略  
 資料:厚労省「外国人技能実習制度の現状、課題等について」(平成30年3月)から

図表4 職種別失踪者数及び失踪率

職種	平成28年2号移行者	平成29失踪者	失踪率
機械金属	14,783	609	8.6%
建設	13,116	2,582	36.4%
食品製造	10,743	711	10.0%
繊維衣服	9,551	718	10.1%
農業	8,787	1,207	17.0%
その他	21,109	1,262	17.8%
合計	78,089	7,089	

資料:法務省「職種別・技能実習生失踪者数(平成29年)」及びJITCO資料から著者作成

図表5 愛労連作成の実習生向け案内チラシ



われます。名古屋にはこれを斡旋する日本人ブローカーもあるようです。

### 失踪者の半数は建設・農業

建設業の相談理由は縫製と全く違います。給料の不安定と暴力、労災による強制帰国、職種違いなどです。

国は当初失踪者の職種別統計をとっていませんでしたが、法務省要請の直後から統計をとってくれるようになりました(図表4)。それをみると建設と農業で失踪率が他産業の2倍もありました。国会で国交省は「(失踪者の)監督責任は厚労省と法務省」と答弁しました。人手不足のために積極的に受け入れを拡大しておきながらまったく無責任です。

今年になって国の除染に愛知県の派遣会社が実習生を使っていたことが明らかになりました。実習制度で不正を起こした場合には建設業許可を取り消すくらいの責任を持つべきです。

昨年秋から施行された技能実習法で関係省庁などとの協議ができることになりました。しかし、建設関係では3月に協議会を開催し、今後半年に一回程度とヤル気が感じられません。

2017年11月から「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(＝技能実習法、以下「新法」)が施行されました。その主な改善点は以下のようです。

#### ①技能実習機構による監督強化

「監理団体」は許可制となり実習企業も詳しい「実習計画」を届け出ることになりました。機構には調査権があり、入管、労基署と一緒に調査を行うことができます。ブローカーなどが不正に関わった場合も罰則の対象にしています。

#### ②実習制度での申告権、委任も可能

これまで入管法には申告権がありませんでした。新法では労基法違反に限らず職種違反など仕事に関するものからパスポート取り上げ、寮費の問題など技能実習に関わるいろんな問題で不正を告発することができるようになりました。

また、代理人が申告することもできます。特別な資格は不要で、本人の委任状があれば誰でも申

## 6 技能実習法の施行

図表 6 職種別技能実習評価試験 会員非会員で受検料金が異なる機関一覧

平成29年12月現在

職種	試験実施機関名	等級	学科		実技		合計							
			会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員						
缶詰巻締	公益社団法人 日本缶詰びん詰 レトルト食品協会	初級	5,000	7,000	10,000	20,000	12,000	24,000						
		専門級							6,000	9,000	12,000	24,000	15,000	30,000
		上級												
たて編ニット生地製造	日本経編協会	初級	12,400	12,800	22,400	64,000	34,800	76,800						
		専門級												
		上級												
下着類製造	一般社団法人 日本ボディ ファッション協会	初級	7,000	17,000	18,000	28,000	25,000	45,000						
		専門級												
		上級												
カーペット製造	日本カーペット 工業組合	初級	16,000	21,000	16,000	21,000	32,000	34,000						
		専門級			22,000	27,000	38,000	42,000						
		上級			25,000	30,000	33,000	38,000	58,000	59,000				
座席シート縫製	一般社団法人 日本ソーイング技術 研究協会	初級	5,000	15,000	20,000	45,000	25,000	60,000						
		専門級												
		上級												
陶磁器工業製品製造	一般財団法人 日本陶業連盟	初級	7,000	10,000	23,000	43,000	25,000	45,000						
		専門級			28,000	48,000	30,000	50,000						
		上級												

資料：厚労省人材開発統括官より入手

告することができます。

### ③母国語相談も

実習機構が電話とホームページ（HP）での母国語相談を開始しました。愛労連では図表 5 のような案内チラシを作成しています。

機構 HP の母国語相談には日本語がついていないため訳文をつくりました。

### ④受入人数の増加と職種の追加

実習期間が最長 5 年間になり、また優良な実習企業は受入人数が 2 倍になります。

職種の拡大も検討されています。すでに「介護」が追加され、この春初めての介護実習生が入国しました。

## 7 技能実習法の問題点と課題

### ①新たに受験ビジネスの問題が

新法では 3 年を修了した実習生全員に 3 号の試験が義務付けられました。これまでの試験は各県の能力開発協会が行っていましたが新法施行に前後して新たな試験機関や試験職種が作られています。中にはこれまで 2 万円程度だった試験料が 6 万円以上になったり会員と非会員で 2 倍以上の差があるものもでてきます（図表 6）。

このうち座席シート縫製の「日本ソーイング技術研究協会」はかつて不正処分を受けた組合の理事長（当時）が筆頭理事に、派遣法違反で営業停止を受けた派遣会社社長が事務局になっており、公正さに疑問があります。

### ②受入国、受入人数の制限を

現行制度では監理団体任せで、全く制限がありません。受入人数が急増し多国籍化して、監督体制が追いつきません。

受入れ段階で国が責任をもって規制することが必要です。

### ③産業人材政策と「業法」による監督

建設業特定外国人では国土交通省等許可部局が建設業法に基づき受入企業を直接、検査・監督し、元請企業が受入企業（下請）に対して定期報告の徴求、建設業法に基づく施工体制台帳の活用等など監理状況を確認することにしています。

各産業で労働政策をもって受入れる必要があります。

### ④外国人労働者問題の本質は何か

外国人労働問題を考えるうえで最も必要なことは同じ人間として、働く仲間として接することだと思います。ほんの少し、言葉や習慣が違うだけです。ぜひ、みなさんも近くにいる外国人と友達になってほしいと思います。私はアジアの平和にこれが一番の早道だと思って支援を続けています。